

資料5

●小中一貫教育校に適用する小中一貫教育制度について

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が、平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育が制度化されました。

この制度には、小中一貫教育の形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校形態である「①義務教育学校」と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態である「②中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下「併設型小学校・中学校」という。）の2種類があります。

制 度	法令上の根拠
①義務教育学校	学校教育法第1条
②中学校併設型小学校及び 小学校併設型中学校 (併設型小学校・中学校)	学校教育法施行規則第79条の9

本町では、令和3年度の川島町総合教育会議（令和4年3月22日開催）において、「～川島町の未来を拓く～ 小中一貫教育校開校に向けて(まとめ)」について協議し、令和7年度を目途に、2つの小中一貫教育校の開校を目指すことが決定されていますが、**本町で適用する小中一貫教育の制度は、学校教育法施行規則第79条の9第1項に既定する「②併設型小学校・中学校」と**します。



一体型・分離型いずれの小中一貫教育校も、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（学校教育法施行規則第79条の9）を適用することとします。

● 「②併設型小学校・中学校」とする理由

本町の小学校教員で中学校教員免許状保有する者の割合は約40%、中学校教員で小学校教員免許状保有する者の割合は約17%です。

「①義務教育学校」の教員は、小学校と中学校の両法の免許が必要ですが、「②併設型小学校・中学校」では、小学校と中学校の免許状を併有していなくても、小学校と中学校の管理職を含めた全教職員を小・中学校の教職員として併任することができます。

なお、「②併設型小学校・中学校」においても、小学校高学年における教科担任制の導入や、ティーム・ティーチング（T・T）を活用した小・中学校教員による相互乗入れ指導を推進することにより、「①義務教育学校」と同様に小中一貫教育を推進することは可能です。

このことから令和7年度の開校を目途とする小中一貫教育校については、当初は「②併設型小学校・中学校」として開校し、小・中学校の教員免許の併有状況や、小・中学校の教員の人事交流が進展してきた段階において、「義務教育学校」への移行を検討してまいります。

● 「義務教育学校」のイメージ

I 期 (1～4)	II 期 (5～7)	III 期 (8～9)
前期課程 6年 (1～6年生)		後期課程 3年 (7～9年生)

※9年間を見通した中で、子どもを指導する1つの学校
さらにきめ細かい指導が期待できる。

● 「併設型小学校・中学校」のイメージ

I 期 (小1～4)	II 期 (小5～中1)	III 期 (中2～3)
小学校 6年 (1～6年生)		中学校 3年 (1～3年生)

※小学校（6年）中学校（3年）の制度をそのまま活用しながら、特に小学校から中学校への移行をスムーズにすることで、9年間を見通し、さらにきめ細かい指導が期待できる。

● 「①義務教育学校」と「②併設型小学校・中学校」の違い

		①義務教育学校	②併設型小学校・中学校
根拠法令		学校教育法第1条	学校教育法施行規則第79条の9
修業年限		9年 前期課程6年 後期課程3年	小学校6年 中学校3年
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	小学校、中学校それぞれに 校長、教職員組織がある 小学校と中学校における教育を 一貫して施すためにふさわしい 運営の仕組みを整えることが要件
免許		原則、小学校・中学校の 両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有して いること (小・中のいずれかでも可)
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自の教科の設定	○(可)	○(可)
	指導内容の入替え・移行	○(可)	○(可)
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型 (いずれも可)	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校は小学校設置基準を適用 中学校は中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上 27学級以下	小学校、中学校 それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内
設置の手続き		市町村の学校設置条例	市町村教育委員会の規則等
設置数(国公立)		178校	525件

● 「義務教育学校」を設置する場合の設置手続き

川島町立小中学校設置条例 → 別表を下線部のように修正

名称	所在地
〇〇〇〇学園義務教育学校	川島町大字白井沼 230 番地
××××学園義務教育学校	川島町大字中山 1333 番地
	川島町大字伊草 238-1
	川島町大字中山 270-1

説明：「義務教育学校」を設置する場合は、条例上（別表）から、小学校・中学校が無くなり、「義務教育学校」の名称、所在地を掲げることとなります。
 ※表記の「義務教育学校」の名称は例として示したものです。

● 「併設型小学校・中学校」を設置する場合の設置手続き

川島町立小中学校設置条例 → 別表を下線部のように修正

名称	所在地
中山小学校	略
伊草小学校	略
(仮称)つばさ南・つばさ北小学校	川島町大字白井沼 230 番地
川島中学校	略
西中学校	略

説明：「併設型小学校・中学校」は、あくまで現行の小・中学校制度をそのまま活用しながら、小中一貫教育校を設置するものなので、条例（別表）には、小学校・中学校の名称、所在地をそのまま掲げます。小中一貫教育校の設置については、条例とは別に、学校管理規則に、小・中学校の構成、名称を掲げることとなります。
 ※表記の「小中一貫教育校」の名称は例として示したものです。

● 川島町立小・中学校管理規則 → 次の別表を追加

項	中学校併設型小学校	小学校併設型中学校	小中一貫教育校の名称
1	(仮称)つばさ南・つばさ北小学校	川島中学校	〇〇〇〇学園
2	中山小学校、伊草小学校	西中学校	××××学園